

公益財団法人 岩手県対がん協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人岩手県対がん協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

2 協会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、がん及び生活習慣病の予防並びに治療対策等について、検診（健診）検査、知識の普及啓発、調査研究等の事業を行い、県民の健康管理を支援することにより、地域の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種検診（健診）検査
- (2) 各種検診（健診）検査の受診推進
- (3) 知識の普及啓発
- (4) 健康・医療等に係る相談並びに保健支援
- (5) 学術研究及び調査研究の実施並びに援助
- (6) 診断及び治療技術向上の推進
- (7) 前各号において日本対がん協会グループとして連携し行う事業
- (8) 運営の効率化や社会状況の変化、学術的進歩を考慮し、目的達成のため必要な事業
- (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 協会の財産は、別表の基本財産及び、その他の財産の2種類とする。

2 基本財産は次の各号をもって構成する。

(1)基本財産として指定寄付された財産

(2)理事会において、基本財産に繰入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産とする。

4 基本財産は、善良な管理者の注意を持って管理し、基本財産の一部を処分又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議による承認を要する。

(事業年度)

第6条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、その事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て評議員会に提出し、承認を受けるものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員等の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動状況の概要、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3ヵ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第9条 協会が借入れをしようとするときは、その事業年度内に償還する短期借入金を除き、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の決議を得るものとする。

- 2 協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合も、前項と同じ決議を得るものとする。

(会計処理)

第10条 協会の会計処理の取扱等は、理事会の決議により別に定める財務処理規程による。

(保有株式の議決権行使)

第11条 協会が保有する株式に係る議決権を行使する場合は、あらかじめ理事会において、理事総数の3分の2以上の承認を得るものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 代表理事は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第8条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 協会に、評議員3名以上13名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員の選任にあたっては、その構成割合について公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 10 号及び第 11 号の規定を準用する。
- 3 評議員は、協会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があった時は、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

（任期）

- 第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第 16 条 評議員の報酬等及びその職務を行うために要する費用の支払いは、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を支給することができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

- 第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第 18 号 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 役員及び評議員等の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬の額及び役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は廃止
 - (7) 前各号のほか、一般法人法に規定する事項及び、この定款に定める事項

(開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 代表理事は評議員会開催日の 5 日前までに、評議員及び監事に対して、会議の日時、場所、目的等の事項を記載した書面をもって招集の通知をするものとする。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 役員 of 損害賠償責任の一部免除
 - (4) その他一般法人法及びこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。ただし、出席した評議員の全員が、2 候補以上の選任案を一括して採決することに同意した場合は、この限りではない。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案を決議に加わることのできる評議員の全員が、書面等により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことを、評議員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名が、これに記名押印する。

(評議員会運営規程)

第 27 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 28 条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 13 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事の中から、理事長を選定する。理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事会の決議により、理事長の他にも代表理事を置くことができる。

4 理事長の他に、副理事長、専務理事、常務理事を置くことができる。

5 前項の専務理事、常務理事をもって一般法人法第 91 条 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

6 理事会の決議により、専務理事、常務理事の他にも業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任)

第 29 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事の選任にあたっては、その構成割合について認定法第 5 条第 10 号及び第 11 号の規定を適用する。
- 4 理事又は監事に異動があった時は、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 30 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定める理事の職務権限規程により、協会の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 協会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度の事業報告及び決算書類等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはそのおそれがあると認めるとき又は法令や定款に違反する事実や著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令や定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が協会の目的外の行為や、法令若しくは定款に違反する行為をし、若しくはそのおそれがある場合に、その行為によって協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その行為をやめることを請求すること。

- (8) その他一般法人法第 197 条が準用する第 99 条から第 104 条までに規定する職務を行うこと。
- 2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

- 第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 28 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第 34 条 理事及び監事に、評議員会で別に定める総額の範囲内で、同じく評議員会で定める役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(役員賠償責任の免除)

- 第 35 条 協会は、一般法人法第 198 条において準用する第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の過半数の同意により免除することができる。

(名誉理事長及び顧問)

- 第 36 条 協会に、任意の機関として、名誉理事長及び顧問を置くことができる。
- 2 名誉理事長及び顧問は、次の職務を行う。

- (1) 代表理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 3 名誉理事長及び顧問は、理事会において選任及び解任する。
 - 4 名誉理事長及び顧問の報酬等及びその職務を行うために要する費用の支払いは、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会開催の日時、場所、目的事項の決定
 - (2) 規程（役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程を除く。）の制定及び改廃
 - (3) 前各号のほか、協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次の事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
 - (6) 第35条の賠償責任の免除

(種類及び開催)

第39条 理事会は定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
 - (3) 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日か

ら2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき

- (4) 一般法人法第197条において準用する第101条第2項及び第3項に基づき、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第40条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号の規定により、監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事が欠けた時又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 代表理事は、理事会開催日の5日前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的等の事項を記載した書面をもって招集の通知をするものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
代表理事が出席できないときは、理事の互選による。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の目的である事項を提案した場合において、その提案につき決議に加わることのできる理事の全員が、書面等により同意の意思表示をし、監事が異議を述べないときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が、その全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 30 条 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第 47 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規程による。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 48 条 協会の事業を推進するために、理事会は、その決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

3 前 2 項について軽微なものは、理事会の決議を経ることなく設置することができる。

第 9 章 会員

(会員)

第 49 条 本会の趣旨に賛同し、入会した法人又は個人を会員とする。

2 会員は所定の会費を納入するものとする。

3 会員及び会費に関する事項は、理事会の決議により別に定める寄附金並びに会員に関する規程による。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 50 条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第 51 条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条（目的）、第 4 条（事業）及び第 14 条（評議員の選任及び解任）についても適用する。
 - 3 認定法第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第 52 条 協会は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

- 第 53 条 協会は一般法人法第 202 条及びその他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第 54 条 協会が公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、その公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 55 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告

(公告の方法)

第 56 条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、岩手県において発行する岩手日報に掲載する方法による。

第 13 章 補足

(委任)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の移行登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 小川 彰 石川育成 梅村俊男 狩野 敦 小田島智弥
小林誠一郎 六本木義光 高橋 耕 三浦 宏 阿部正樹
監事 西村宜也 藤澤孝則
- 4 協会の最初の代表理事は小川彰とし、業務執行理事は梅村俊男及び狩野敦とする。
- 5 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
祖父江憲治 玉田清治 長山 洋 仁昌寺幸子 村井三郎
吉田洋治 和田利彦

別表 公益法人への移行時の基本財産（「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」以外のもの＝第 5 条関係）は次のものとする。

財産種別	預入先	物量等
定期預金	岩手銀行都南支店	24,000,000 円